



平成30年9月11日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、平成30年9月11日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法第33条に基づく事業の全部停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：有限会社 豊仲
- ・ 主たる事務所の位置：埼玉県児玉郡神川町大字新宿39-1
- ・ 代表者名：長谷川 昌則

2. 処分内容

- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の深谷営業所（埼玉県深谷市大谷2388-5）について、3日間の事業停止及び269日車（2両×89日・1両×91日）の車両停止処分。

3. 違反行為の概要

平成29年12月14日及び平成30年3月6日に当該事業者（本社営業所・深谷営業所）に対し監査を実施したところ、自動車NOx・PM法不適合車両使用のもの（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条）他16件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：西川、植野

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	平成30年9月11日
(2) 事業者の氏名又は名称 及び主たる事務所の位置	有限会社 豊仲
	代表者名 長谷川 昌則
	埼玉県児玉郡神川町大字新宿39-1
(3) 当該行政処分等に係る 営業所の名称及び位置	① 本社営業所(営業所廃止認可済)
	① 埼玉県児玉郡神川町39-1
	② 深谷営業所(当該行政処分を受ける営業所)
	② 埼玉県深谷市大谷2388-5
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分269日車
(5) 主な違反事項	貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成29年12月14日本社営業所、平成29年12月14日及び平成30年3月6日深谷営業所に監査を実施。本社営業所3件、深谷営業所14件の違反が認められた。</p> <p>本社営業所 (1) 整備管理者の解任未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第52条)、(2) 運行管理者の解任未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(3) 事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)</p> <p>深谷営業所 (1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2) 健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4) 点呼の記録の不実記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5) 乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6) 運行指示書による作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8) 高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9) 初任、高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10) 自動車NO_x・PM法不適合車両使用のもの(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第41条)、(11) 定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条第1項)、(12) 運行管理者の選任(解任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(13) 事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14) 事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により深谷営業所に付された違反点数 35点
	当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 35点